

介護保険請求内容の誤り等による請求の取下げ（過誤申立）について

令和6年5月8日

審査済み（支払済み）の介護給付費において請求誤りがあった場合は、既に審査済み（支払済み）の請求を一度取り下げて、再度、正しい請求を行う必要があります。

請求の取下げについては、保険者を通じて栃木県国民健康保険団体連合会に対し、「通常過誤」または「同月過誤」の申立書を提出することにより、請求を取り下げることができます。請求の取下げを行ったあと、正しい請求内容で再請求することにより、請求誤りを修正することとなります。

各サービス事業者において、過誤申立が必要となった場合は、下記のとおり過誤申立を行ってください。

なお、受付開始以前の過誤申立書につきましては、日光市では受領しないため、提出の際には十分にご留意ください。

記

1 過誤の種類

	通常過誤	同月過誤
内容	実績の取下げだけを行う方法。 再請求がある場合は、取下げが確定した後に国保連に再請求を行う。	実績の取下げと再請求を、同一の審査月で処理を行う。
再請求	過誤申立をした月の翌々月以降	過誤申立をした月の翌月
メリット	過誤申立書の提出と再請求を別々の月にできるため、時間に余裕をもって準備できる。	取り下げと再請求を同じ月にできるため、差額分（誤額－正額）だけ相殺できる。

2 手続きの仕方

過誤申立書に必要事項を記入して、日光市高齢福祉課まで提出

3 提出方法

郵送、メール、直接持参（FAXでは受付しません）

4 受付開始

国保連に請求を行った月（＝国保連審査月）の翌月 16 日以降（通常、サービス提供月の翌々月 16 日以降）

例）4 月：サービス提供 → 5 月：請求及び審査決定 → 6 月 16 日以降：提出可能

※請求を行った翌月 15 日以前に過誤申立書を提出した場合は、受領をしません。

※日光市において当該過誤に係る請求データを確認できない場合は、過誤申立書の受領はしません。

5 申立書提出期限

毎月末日（末日が閉庁の場合は前開庁日）

※末月までに受け付けた過誤申立書は、翌月に市から国保連へ過誤申立を行います。

6 その他

- ・請求が返戻となっている場合は過誤申立を行う必要はありません。請求が確実に通ったかを必ず確認したうえで、過誤申立書を提出してください。
- ・過誤申立書を作成する際は、「被保険者番号」「サービス提供年月（古いものから）」の順番で記入してください（被保険者ごとに、取下げを行う提供月を連続してご記入ください。）。
- ・過誤申立の件数や金額が多くなる場合には、事前に高齢福祉課介護サービス係までご連絡ください。
- ・申立事由番号（4桁のうち右2桁）は、基本は下表のとおりとなります。

申立事由番号	申立内容
0 2	請求誤りによる実績取下げ
1 2	請求誤りによる実績取下げ（同月）
4 2	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
4 9	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月）

※運営指導（事務指導）等を受けて過誤を行う場合、通常過誤であれば「4 2」、同月過誤であれば「4 9」で記載をしてください。

日光市健康福祉部高齢福祉課介護サービス係
TEL：0288-21-5100
Mail：nikko-kaigorenroku@city.nikko.lg.jp